



2019年9月11日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社  
(コード番号：9308 東証第一部)  
代表者名 代表取締役社長 乾 康之  
問 合 せ 先 コーポレートマネジメント部長  
加藤 貴子  
(TEL. 03-5548-8613)

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2019年9月6日付）を、2019年9月9日に受領いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、下記2及び3については、当社が受領した本請求に関する書面の内容を原文のまま記載しております。

#### 記

#### 1. 本請求をした株主

アルファレオホールディングス合同会社  
(東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー)

※総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6カ月前より引き続き有する株主です。

#### 2. 株主総会の目的である事項及び要領

##### (1) 取締役の報酬総額（年額）の引下げの件

取締役の報酬総額を年額9,000万円（但し、使用人分給与は含まない。）とすること。

##### (2) 剰余金の配当の件

特別配当として下記のとおり配当すること。

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

対象会社普通株式1株につき金38.28円

総額 金38.28円に本臨時株主総会基準日時点の対象会社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

本臨時株主総会の日の翌営業日

##### (3) 取締役1名解任の件

乾康之を取締役から解任すること。

##### (4) 自己株式取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本臨時株主総会終結の時から1年以内に、対象会社普通株式を株式総数230万株、取得価額の総額22億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（すなわち会社法461条に規定される「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限となる額）を限度として、金銭の交付を

もって取得すること。

- (5) 対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）廃止の件  
2019年6月21日開催の第99回定時株主総会にて決議された「対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」を廃止すること。

### 3. 招集の理由

#### (1) 取締役の報酬総額（年額）の引下げの件

常勤取締役の人数が減少しているにもかかわらず、取締役の報酬総額上限額が10年以上の長期にわたり変更されていないこと、及び対象会社の経営状況を踏まえれば取締役の報酬総額は高額すぎることから、取締役の報酬総額（年額）の上限額（年額）を引き下げるべきである。

まず、過去に、取締役の報酬総額（年額）は2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額2億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議されたが、当該決議時点の常勤取締役は5名、社外取締役は0名であった（常勤取締役1人当たり換算すると年額4,000万円である）。一方、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会で選任された常勤取締役は、創業家出身である乾康之、乾隆志の2名しかいないのであるから、取締役報酬総額が上限2億円というのは過剰である。すなわち、常勤取締役が2名しかいない以上、社外取締役が3名いることを踏まえても、取締役報酬総額（年額）の上限は年額9,000万円が適正である。

次に、2019年3月期の対象会社純利益は639百万円であり、前期比-65%の減益であった。一方で2019年3月期の常勤取締役報酬は2名で1億1,900万円（常勤取締役1人当たり換算すると年額5,950万円である）であり、前期比+45%も増加している。純利益が大幅に減少しているにもかかわらず常勤取締役報酬は大幅に増加している。株主の立場からすれば、常勤取締役1人当たり年額4,000万円を上限額とするのが妥当であり、社外取締役の分を加えても年額9,000万円を上限とすべきである。

#### (2) 剰余金の配当の件

2019年3月期の常勤取締役報酬は大幅に増加しているのに対し、配当は大幅に減少している。常勤取締役報酬と株主還元を平等にするため特別配当をすべきである。

この点、対象会社は、2018年5月11日に2019年3月期の期末配当を40円とする予想を発表し、その後4回の予想配当額の下修正を経た結果、2019年3月期期末配当は僅かに1.72円だった。40円と1.72円の差額が38.28円である。

そして、対象会社普通株式1株につき38.28円の配当を実施した場合、総額は約9.5億円になるが、2019年6月末時点で現預金約110億円を有しており、さらに、対象会社は2015年3月期から2019年3月期までに営業キャッシュフロー約77億円、投資キャッシュフロー約58億円を創出しており、その合計額（いわゆるフリーキャッシュフロー）は5年間で約135億円にもなる。したがって、特別配当を実施したとしても財務上の健全性及び事業の継続性の観点からは何ら問題ない。

#### (3) 取締役解任について

対象会社の企業価値向上に資する経営を行なわない乾康之を取締役から解任するべきである。

まず、2014年に旧イヌイ倉庫株式会社と旧乾汽船株式会社は統合（合併）したが、統合前10年間平均の純利益は、旧イヌイ倉庫株式会社が498百万円、旧乾汽船株式会社が1,361百万円であり、合算すると1,859百万円の純利益を計上しており、両社の統合により企業価値

は増大すると予想されていた。しかしながら、統合後は船舶の減損や繰延税金資産の取り崩し等により度重なる下方修正を発表し、統合後5年間の平均純損失は約682百万円である(5年間の累計純損失は3,409百万円)。統合により企業価値を増加させるばかりか、反対に企業価値を減少させている。

また、2020年3月期を最終期とする中期経営計画では最終期の目標ROEを8%超としている。しかしながら、対象会社発表の2020年3月期の純損失は809百万円と予想しており目標には到底及ばない。さらに、過去5期の平均ROEは-1.5%である。議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services Inc.も「過去5期平均のROEが5%を下回りかつ改善傾向にない場合」は経営トップである取締役選任案に反対を推奨するとしている。

以上より、乾康之が経営を担う取締役として相応しくないことは明らかである。

#### (4) 自己株式取得の件

保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合わない対象会社保有の政策保有株式を売却し、自社株買いを実施するべきである。

対象会社によれば、2020年3月期を最終期とする中期経営計画では最終期の目標ROEを8%超としている。しかしながら、対象会社発表の2020年3月期の純損失は809百万円と予想しており目標には到底及ばない。また、過去5期の平均ROEは-1.5%である。次に、2020年3月期第一四半期時点の自己資本比率は38.2%であるが、不動産の含み益を考慮した実質自己資本比率は約65%である。よって、資本効率を改善するために自社株買いを実施すべきである。

この点、対象会社の第99期有価証券報告書によれば、上場企業18社の普通株式(2,236百万円分)を政策保有株式として保有している。対象会社よりこの政策保有株式の定量的な保有効果についての説明は全くなく、政策保有株式保有は企業価値の向上に結び付いていない。政策保有株式を保有することは安定株主として対象会社取締役の保身に協力するものでしかない。実際に、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会における議決権行使書面を閲覧したところ、同株主総会において18社の政策保有株式の内、大手銀行含め14社が白紙委任状を対象会社に提出していた。その議決権数は51,084個(議決権の数の20.7%)にもなる。政策保有株式全てを売却し、その売却代金で22億円の自社株買いを実施することが最適である。

#### (5) 対象会社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)廃止の件

この大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)は経営者の保身のために導入されており、直ちに廃止されるべきである。

この大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)は、2019年3月末の請求者の所有割合及び過去に行った自社株買いの株主提案等の状況を考えれば、明らかに請求者を狙い撃ちにしたものであり、大規模買付行為等への対応策ではない。

仮に買収脅威が存したとしても、それには企業価値最大化を通じて防衛すべきである。また、対象会社は、買収防衛策が企業価値の向上にどのように寄与するのかを一度たりとも株主に説明したことがない。買収防衛策が継続している限り、今後も非効率的な経営がなされ企業価値最大化は図られない。そのため買収防衛策を廃止し、経営者は効率的な経営を行い企業価値最大化によって企業を防衛すべきである。

#### 4. 本請求への当社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

## 5. その他

上記1記載の株主より2019年9月6日付で提出された大量保有報告書に関する変更報告書(9)の第2の1(2)【保有目的】欄において、本請求と「同日付けで第99回定時株主総会の各決議の取消を求めて提訴した。」との記載がございますが、現時点において、訴状の送達を受けておらず、当社では訴訟提起の事実を確認できておりません。訴状を受領次第、改めて開示いたします。

以上